

(平成25年3月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係

2 件

広島国民年金 事案 1447

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から50年12月まで

私は、特例納付が実施されていた時にA市B区役所に行き、国民年金の加入手続を行うと同時に、母親が準備してくれた30万円の中から、同区役所の窓口で国民年金保険料を特例納付した。

また、残りの未納期間の保険料は、母親が入院（昭和55年10月）する前に納付してくれたことを母親から聞いており、私に届いた「ねんきん特別便」にも手書きで、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる記述があることから、申立期間の記録が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出管理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年12月に払い出されており、申立人は同年12月頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認される。

また、申立人の国民年金被保険者台帳を見ると、申立人は昭和36年4月から45年3月までの9年間（108か月）の国民年金保険料を特例納付するとともに、51年1月から53年3月までの2年3か月間（27か月）の国民年金保険料を過年度納付したことが確認でき、当該納付済月数（135か月）と申立人が国民年金に加入したときに現年度納付が可能であった53年4月から60歳到達時までの期間（165か月）を合計すると、年金受給要件を満たすために最低限必要な納付月数（300か月）と一致することから、申立人は、年金受給要件を満たすために必要となる納付月数を考慮して、特例納付及び過年度納付を行ったことがうかがわれる。

さらに、申立人は、「私が特例納付した期間以外の未納期間の保険料については、具体的な納付状況は分からないが、母親が入院する前に納付したと母親

から聞いたことを覚えている。」と主張しているものの、申立人の母親は既に死亡していることから、申立期間の国民年金保険料の納付状況を確認することができない。

加えて、申立人は、「私に届いた『ねんきん特別便 年金記録のお知らせ』の備考欄に、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる記述が当初から『手書き』されていた。」と主張しているが、日本年金機構は、ねんきん特別便の作成から発送までの過程において、手書きで記載することは考え難いと回答しており、当該「手書き」は、申立人にねんきん特別便が届いた時点以降に書き加えられたものと考えることが自然である上、当該記載内容を見ても、申立期間の国民年金保険料を納付していたことがうかがえるとは言い難い。

なお、オンライン記録では、昭和45年4月の国民年金保険料は未納となっている一方で、申立人の国民年金被保険者台帳の備考欄に特例納付した期間として「36.4～45.4」と記載されているところ、上述の特例納付及び過年度納付の納付月数に係る状況、並びに同台帳の保険料納付状況欄を見ると、昭和45年度の納付月数は0月から変更されていないことから、備考欄の「45.4」は「45.3」の誤記載であると考えられる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から54年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から54年1月まで

私は、昭和53年4月に会社を退職した後、A市役所B支所で国民年金の加入手続きを行い、保険料は口座振替により納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年4月に会社を退職した後、国民年金の加入手続きを行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿における申立人の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、55年5月頃に払い出されたと推認されることから、申立人の国民年金加入手続きは、同年5月頃に行われたものと考えられる。

また、申立人が所持する年金手帳の国民年金の「初めて被保険者となった日」欄は昭和55年5月1日と記載されている上、申立人に係る国民年金被保険者台帳及びA市の国民年金被保険者名簿の被保険者資格の取得日も同日となっており、これらはいずれもオンライン記録と一致していることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、申立期間以降はA市に居住しており、同市が申立人に複数の国民年金手帳記号番号を払い出すことは考え難い上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録により申立人の氏名検索を行っても、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。